［表］平成20年度　家庭用品等による健康被害のべ報告件数

（上位品目及び総計）

皮膚障害		小児の誤飲事故		吸入事故	
装飾品	43（32.1%）	タバコ	159（33.3%）	殺虫剤	221（22.7%）
洗剤	13（9.7%）	医薬品・医薬部外品	86（18.0%）	洗浄剤（住宅用・家具用）	165（16.9%）
ゴム・ビニール手袋	10（7.5%）	玩具	37（7.8%）	漂白剤	96（9.9%）
時計	9（6.7%）	プラスチック製品	25（5.2%）	芳香・消臭・脱臭剤	87（8.9%）
めがね	7（5.2%）	金属製品	22（4.6%）	園芸用殺虫・殺菌剤	43（4.4%）
くつした	6（4.5%）	食品類	21（4.4%）	洗剤（洗濯用・台所用）	38（3.9%）
ベルト／洗浄剤	各4（3.0%）	洗剤類	19（4.0%）	消火剤	32（3.3%）
		硬貨	16（3.4%）	防虫剤	27（2.8%）
下着／ズボン／時計バンド／スポーツ用品	各3（2.2%）	電池／化粧品	各12（2.5%）	灯油	20（2.1%）
				防水スプレー／除菌剤	各18（1.8%）
総計	134（100.0%）	総計	477（100.0%）	総計	974（100.0%）

化学物質安全対策室のホームページ〔厚生労働省〕
http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html

子どもに安全をプレゼント――事故防止支援サイト――〔国立保健医療科学院〕
http://www.niph.go.jp/soshiki/shogai/jikoboshi/index.html

家庭用品等による急性中毒等の情報〔財団法人日本中毒情報センター〕
http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf

家庭用品等による
健康被害
―病院モニター報告から―

厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室

厚生労働省では、医療機関（皮膚科・小児科）及び（財）日本中毒情報センターの協力を得て、家庭用品等による健康被害情報を収集し、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を毎年度取りまとめています。

平成 20 年度の報告では、装飾品・洗剤などによる皮膚障害、タバコ・医薬品などの子どもの誤飲による健康被害、及び殺虫剤・洗浄剤などの吸入事故による健康被害について、概ね例年と同じ発生傾向でしたが、新しい製品によるもの等も報告されています。

家庭用品等を正しく安全にお使いいただくために、平成 20 年度の報告内容を中心に、専門家が分析した主な留意点を以下にまとめました。

※報告書本文では典型的な事故事例の紹介もしていますので、併せて化学物質安全対策室のホームページ
(http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor(new).html)
もご覧ください。

(1) 結果の概要

・皮膚障害の原因となった家庭用品等の種類は装飾品、洗剤、ゴム・ビニール手袋、時計等でした（表参照）。
・皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎と刺激性接触皮膚炎が大半でした。

家庭用品との接触部位にかゆみ、湿疹等の症状が発現した場合には、原因と考えられる家庭用品の使用を極力避けることが望ましいです。再度使用して同様の症状が発現する場合には、同一の素材を使用した家庭用品の使用は避け、症状が改善しない場合には、早急に専門医の診療を受けましょう。

また、日頃から家庭用品の使用前には必ず注意書をよく読み、正しい使用方法を守ること、自己の体質について認識し、製品の素材について注意を払うことが大切です。

(2) 代表的な製品

殺虫剤

・殺虫剤による事例は、5～11月に多く発生していました。

用法を十分に確認せず使用した事例が多いので、使用前に製品表示を熟読し、安全な使用方法等についてよく理解した上で、正しく使用しましょう。

また、蒸散型薬剤の使用中に火災警報器が鳴って、これを止めるために入室した結果、薬剤を吸い込む事例が増加しています。薬剤使用中に火災警報器が作動しないように取扱説明書に従って事前に対策を行ったうえで使用し、使用後はすみやかに火災報知器を元の状態に戻すようにしましょう。

洗浄剤・洗剤、漂白剤

・洗浄剤・洗剤、漂白剤に関する事例では、塩素系の製品が最も多く報告されました。

被害を防ぐには、換気を十分に行い、適正量を使用し、マスク等の保護具を使用することが重要です。

また、塩素系洗浄剤と酸性洗浄剤を混合すると有毒なガス（塩素ガス、塩化水素ガス）が発生して危険なので注意しましょう。

※風呂掃除等に食酢を使うことがありますが、食酢も酸性なので注意しましょう。

3 家庭用品等による吸入事故等に関する報告

(1) 結果の概要

・吸入事故等の原因となった家庭用品等の種類は、殺虫剤、洗浄剤、漂白剤等でした（表参照）。
・年齢別では、9歳以下の子どもが多くを占めました。
・製品の形態は、スプレー式の製品、液体の製品が大半を占めました。

事故の発生状況を見ると、使用方法や製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数あったので、製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることが重要です。

万一事故が発生した場合には、症状の有無に関わらず、（財）日本中毒情報センターに問い合わせ※をし、必要に応じて専門医の診療を受けましょう。

※日本中毒情報センター
大阪中毒 110 番　(TEL:072 − 727 − 2499) 365 日　24 時間
つくば中毒 110 番 (TEL:029 − 852 − 9999) 365 日　9 時〜21 時

(2) 代表的な製品

装飾品

・装飾品に関する報告件数における製品別の内訳は、ネックレス、ピアス、指輪等でした。
・皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が最も多く報告されました。
・金属の装飾品での報告のうち、パッチテストを行った例では、ニッケル又はコバルトにアレルギー反応を示した例が多くありました。

金属による皮膚障害は、金属が装飾品から溶けだして症状が発現すると考えられます。そのため、直接皮膚に接触しないように装着することにより、相当程度、被害を回避できると考えられます。

それでも症状が発現した場合には、原因と思われる製品の装着を避けて、装飾品を使用する場合には別の素材のものに変更することが症状の悪化を防ぐ上で望ましいです。

洗　剤

・洗剤に関する報告では、大半が台所用洗剤によるものでした。
・皮膚障害の種類は、全例が刺激性接触皮膚炎でした。

皮膚障害を起こさないようにするためには、使用上の注意・表示をよく読み、希釈倍率に注意する等、正しい使用方法を守ることが第一です。また、原液をスポンジに直接とり使用する場合などは必ず保護手袋を着用することや、使用後、クリームを塗ることなどの工夫も有効な対処法と思われます。それでもなお、症状が発現した場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、早期に専門医の診療を受けましょう。

② 家庭用品等による子どもの誤飲事故に関する報告

(1) 結果の概要

・原因となった家庭用品等の種類はタバコ、医薬品・医薬部外品等でした（表参照）。
・年齢別では、6～11ヵ月が最も多く、次いで12～17ヵ月でした。
・誤飲事故の発生は、夕刻以降に増加する傾向が見られました。

誤飲事故は家族が側で子どもに注意を払っていても発生してしまうことがありますが、過去に誤飲を起こした物を再度同じ場所に置き誤飲を起こした事例など、保護者が注意すれば防げるものもあります。子どものいる家庭では、子どもの手の届く範囲には極力、子どもの口に入るサイズのものは置かないようにしましょう。

歩き始めた子どもは行動範囲が広がることから特に注意を要します。

注　意！

【金属製アクセサリー類】

海外では、鉛が高濃度に含まれる金属製アクセサリーを子どもが誤飲し、その製品が胃の中に長時間とどまったため、鉛中毒となり亡くなったという事故がありました。（平成18年）

(2) 代表的な製品

タバコ

・タバコに関する報告は、生後6～11か月の乳児に集中しており、12～17か月の幼児の事故とあわせると報告例の大半を占めました。

タバコは調査開始以来、毎年最も多くの誤飲の報告がある製品です。

生後６～17か月の乳幼児の時期に注意を払うことによって、タバコの誤飲事故は大幅に減らすことができます。乳幼児の保護者は、タバコや灰皿を乳幼児の手の届かないところに保管すること、飲料の空き缶等を灰皿代わりに使用しないことなど、それらの取扱いや置き場所に注意しましょう。

医薬品・医薬部外品

・医薬品・医薬部外品に関する報告では、入院事例も報告されました。
・タバコに比べて事故が発生する年齢層が広く、特に1～2歳児に多く報告されました。

医薬品等の誤飲事故の大半は、保管を適切に行っていなかった場合や、保護者が目を離したすきに発生していました。

特に医薬品の誤飲では健康被害が発現する可能性が高く、シロップ等、子どもが飲みやすいように味付けしてあるものは、子どもがおいしいものとして認識し、冷蔵庫に入れておいても目につけば自ら取り出して飲んでしまうこともあるので、保管・管理には十分注意しましょう。

電　池

・電池の誤飲も、多数報告されています。

放電しきっていないボタン電池は、体内で消化管に張り付き、穴をあけてしまうことがあるので、子どもの目につかない場所や手の届かない場所に保管しましょう。